

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市
条例第162号）（建設局土木管理部自転車政策課）

一般財団法人京都市都市整備公社が運営する寺町臨時自転車駐車場の閉鎖に伴い、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）を駐車させる場所を確保し、利用者の利便性の向上を図るとともに、自動二輪車等の放置の防止に資するため、当該駐車場の代替施設として、京都市御池駐車場に自動二輪車等を駐車させることができることとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第162号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の2項を加える。

3 原動機付自転車は、駐車場に駐車させることができる。

4 長さが5.5メートルを超え、又は幅が2メートルを超える自動車は、駐車場に駐車させることができない。

第5条中「自動車」の右に「(自転車)」を加え、「あつては、自転車等」を「限る。」及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）に改める。

別表第2京都市御池駐車場の項を次のように改める。

京都市御池 駐車場	昼間	自動二輪車及び原 動機付自転車	1	回	30分までごとに100円。ただし、平日（土曜日を除く。） にあつては、30分までごとに100円を加えた額が500 円を超えるときは、500円
		自動二輪車以外の 自動車			30分までごとに250円。ただし、平日にあつ ては、30分までごとに250円を加えた額が 1,500円を超えるときは、1,500円
	夜間	自動二輪車及び原 動機付自転車			500
	自動二輪車以外の 自動車	1,500			

別表第2備考4中「自動車」の右に「及び原動機付自転車」を加える。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区分	定期駐車券の種類	定期駐車券により自動車又は自転車等を駐車させることができる時間	駐車料金
京都市出町駐車場	自動二輪車に係る定期駐車券	午前0時から午後12時まで	10,000 円
	自動二輪車以外の自動車に係る一般定期駐車券		30,000
	一般用自転車定期駐車券		2,700
	学生用自転車定期駐車券		2,500
	障害者等用自転車定期駐車券		2,500
	原動機付自転車定期駐車券		5,500
	自動二輪車以外の自動車に係る昼間定期駐車券	午前6時30分から午後10時30分まで	20,000
	自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券	午後5時から翌日の午前10時まで	10,000
	自動二輪車に係る一般定期駐車券	午前0時から午後12時まで	10,000
	自動二輪車以外の自動車に係る一般定期駐車券		45,000
	原動機付自転車に係る一般定期駐車券		8,500
	自動二輪車以外の自動車に係る昼間定期駐車券	午前6時から午後12時まで	30,000
	自動二輪車に係る夜間定期駐車券		5,000

京 都 市 御 池 駐 車 場	自動二輪車以外の自動車に係る 夜間定期駐車券	午後5時から翌日の午前10時まで	15,000
	原動機付自転車に係る夜間定 期駐車券		3,500
	自動二輪車以外の自動車に係 る平日定期駐車券	平日の午前0時から午後12時まで	39,000
	自動二輪車以外の自動車に係 る平日昼間定期駐車券	平日の午前6時から午後12時まで	24,000
	自動二輪車に係る特定平日昼 間定期駐車券	平日（土曜日を除く。）の午前7時3 0分から午後8時まで	7,900
	原動機付自転車に係る特定平 日昼間定期駐車券		6,400
	自動二輪車以外の自動車に係 る特定平日昼間定期駐車券	平日（土曜日を除く。）の午前6時か ら午後12時まで	20,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例第8条及び別表第3の規定による京都市御池駐車場の自動二輪車及び原動機付自転車に係る定期駐車券の発行は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局土木管理部自転車政策課)